

受給資格者証更新についてのお知らせ

（更新時期：7月1日）

現在お持ちの各受給資格者証の有効期限は6月30日までです。対象となる方は、次の手続きにより更新をお願いいたします。

☆心身障害者医療費

次の日程で更新手続きを行いますので会場にお越しください。更新には、次のものを必ず持参してください。

なお、前年度に受給対象者であった方でも、前年の世帯等の所得状況で対象にならない場合がありますのでご了承ください。

※更新時に必要なもの

印鑑・健康保険証

※申請（更新）場所

下記参照



【鏡野地域】

月 日	場 所	時 間
6月19日 (水)	中 谷 公 民 館	9:30～10:00
	小 田 公 民 館	10:20～10:50
	大 野 公 民 館	11:10～11:50

月 日	場 所	時 間
6月21日 (金)	香 南 公 民 館	9:30～10:00
	香 北 公 民 館	10:20～10:50
	郷 公 民 館	13:30～14:00
	芳 野 公 民 館	14:20～15:00



●都合の悪い方は6月24日（月）以降、鏡野町役場保健福祉課へお越しください。

【奥津地域】・【上齋原地域】・【富地域】の方は、6月19日（水）から各振興センターで更新手続きができます。

●お問い合わせ先：鏡野町保健福祉課及び各振興センター

☆ひとり親家庭等医療費

受給対象者の方には事前に通知を差し上げますので忘れずに更新手続きをしてください。

なお、前年度受給対象であった方でも、受給対象者に前年分所得税が課せられた場合には非該当になりますのでご了承ください。（非該当者になられた方にはその旨を通知いたします。）

●お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課

子育て支援係

電話（0868）541-2986

☆児童手当現況届のお願い

受給者の方には、6月上旬に児童手当現況届を郵送いたしますので、ご提出をお願いいたします。また6月末日までにこの届の提出が無

い場合は、手当が差し止められますのでご注意ください。※今年度より返信用封筒での届出が可能となりましたので、窓口での提出が困難な場合は同封の返信用封筒をご活用ください。

●届に必要なもの

・印鑑
・健康保険証（両親共に必要となりますのでご注意ください）
・15歳以下の児童と町内にて別居している場合は、**別居する児童の住民票**

・平成25年1月1日時点で鏡野町に住民票のない方は、**前住所地の所得課税証明書**

・児童が他市町村の場合（住民票上のみの場合も含む）は、**児童の属する世帯全員の住民票**

・お問い合わせ先
鏡野町保健福祉課
子育て支援係
電話（0868）541-2986

・お問い合わせ先
鏡野町保健福祉課
子育て支援係
電話（0868）541-2986